

經濟論叢

第 161 卷 第 1 号

野澤正徳教授記念號

献 辞	本山美彦	
G. リューメリンの社会統計論	長屋政勝	1
イギリスの福祉改革とボランティア組織	川口清史	34
ヘーゲル論理学・有論 「質」と「資本」の論理	角田修一	48
インターネット／イントラネットの 経済的・社会的利用の諸形態	小林正人	68
各国通貨単位の資本労働比率変動と マクロ収獲率	大西 広	93
投入産出構造・緩衝在庫・販売予測	森岡真史	108
外生性の実践的検定手法	井宮崎泰憲	133

野澤正徳 教授 略歴・著作目録

平成10年 1 月

京 都 大 学 經 濟 學 會

G. リューメリンの社会統計論

長 屋 政 勝

はじめに

19世紀前半のドイツにおいて、領邦国家それぞれの近代化・国内改革の一環に合理的な行財政体制の確立と運営がくみ込まれ、そのための基礎資料獲得を目的にして始動するのが社会経済統計の作成・利用である。1848年の三月革命はこの動きに拍車をかけ、当該地域の国家にとり激動する社会経済に関する組織的観察活動・統計調査活動が不可欠の内政業務とされ、国家行財政に必須の構成部分と成ってゆく。ドイツ各地において、公的調査機関の設立と統計資料の質量の拡充が始まる。これを受けて、統計が写し出す対象の特異性、統計を獲得・利用するに際しての手続様式の性格、その分析結果の意味、こういった問題についての理論的考察が惹起される。19世紀60年代以降の社会統計理論の構成である。

本稿はこの60年代以降のドイツ社会統計理論構成にあって、いち早く統計の対象と方法に関する理論的方法論的検討に着手し、社会科学としての統計学の独自性解明に努めたG. リューメリンの統計理論をとり挙げ、その見解の特徴と意義・役割を吟味し、ドイツ社会統計学確立期にみられた基本的理論傾向を究明することを目的にする。リューメリンはケトレー理論のもつ機械的決定論が社会理論にはなじまないことを看取し、社会物理学ではなく、社会心理学の上に社会統計学を構築すべしとし、その中で統計学固有の対象規定と方法論理の解明に当たった。その見解は社会統計学の論理学派、あるいは認識論派と後によばれる特徴的性格をもち、ドイツ社会統計学の形成要因を析出し関連づけ、

その理論的個性を理解するための恰好の検討素材を提供する。なおかつ、統計学の社会科学としての存在意義・価値、有効性を問い直すに際して、必ず立ち戻って検討しなくてはならない基本的論点を提示している。

I リューメリンとヴェルテンベルク統計地誌局

1. グスタフ・リューメリン (Gustav Rümelin, 1815-89年) の統計研究者としての活動はその後半生、すなわち1861年ヴェルテンベルク王国統計地誌局 (das statistisch-topographische Bureau) の局長就任以来のことに限られる。それ以前の経歴の概略をたどると以下ようになる¹⁾。

1815年3月26日、ヴェルテンベルク王国ラーフェンスブルク生まれ。ハイルブロンの小学校を経て、28年、シェンタール神学校に入学。32年、テュービンゲン大学に進学。36年秋、同大学神学部卒業試験に合格。37年、論文「モーゼの立法課題の道徳的内容について」により哲学博士。これまでは主に、古典、歴史、哲学、神学といった人文科学を軸にした修業であり、社会科学とはほぼ無縁であった。従い、卒業後の職業も牧師、さらには各地のラテン語学校やギムナジウム教師であり、これを36-45年にわたり務めている。この間の関心も学校教育行政や神学教育のあり方におかれている。しかし、40年代後半、ドイツ統一問題やプロイセン憲法問題等をめぐる政治的興奮状態の中で、徐々に政治や民族問題へ関心を傾けていった。45年8月以降はニュルティンゲンのラテ

1) 以下、リューメリンの活動の概略は次の文献による。G. Schmoller, Gustav Rümelin, *Schmoller's Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Statistik*, Bd. 31, 1907, S. 1469-526. Ch. Sigwart, Gedächtnisrede auf Gustav Rümelin, *Reden und Aufsätze*, Fg. 3, Freiburg i. B. u. Leipzig, 1894, S. i-xx. これらはいずれも、松井要吉訳『社会法則論』桃川, 1970年, に邦訳されている。前者は、その姉がリューメリンの妻で義理の兄弟関係にあったシュモラーによる克明なリューメリン伝となっている。E. Bleack, Gustav von Rümelin, *Zeitschrift des königlich preussischen statistischen Bureaus*, Bd. 29, 1889, S. 282-4. W. Lexis, Gustav von Rümelin, *Bulletin de l'Institut International de Statistique*, Tome IV, 2. Liv., 1890, pp. 296-8. M. Rümelin, *Gustav Rümelin, Erinnerungen an meinem Vater*, Tübingen, 1927. また、簡単な辞典項目としてのリューメリンの紹介には次のものがある。C. Meitzel, Rümelin, Gustav von, *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 3. Aufl., Bd. 7, 1911, S. 168-9. E. Castlot, Rümelin, Gustav von (1815-1889), *Palgrave's Dictionary of Political Economy*, Vol. 3, 1918, p. 333. R. Meerwarth, Rümelin, Gustav (1815-88), *Encyclopaedia of the Social Sciences*, Vol. 13, 1963, p. 466.

ン語学校校長^{レクトール}の職にあった。

リューメリンの生涯の転換は、48年5月フランクフルト国民議会に、Nürtingen-Kirchenheim 選挙区から議員として選出されたことにある。国民議会でその立場は中央党 (Zentrum) に属し、オーストリアを排除したプロイセン主軸の国家統一を構想し、「狭域のドイツ連邦国家にあっては、…プロイセン王をドイツの世襲王としたい」²⁾とする小ドイツ統一派の急先鋒のひとりであり、南ドイツ人としてその旨を最も早くに、かつ明白に表明した人物とされる。政治家としてのリューメリンが世の人々の注目をあびることになる。49年4月、帝冠をフリードリヒ・ヴィルヘルムIV世に献上すべく、その30余名から成る使節団のひとりに選ばれポツダムに赴く。しかし、拒絶に会い、あえなく退散。国民議会がシュトゥットガルトに移る前の5月24日、議員を辞職、しばらくして旧職に復帰する。49年12月、ハイムプロンのギムナジウムの教師に就く。

1850年、高等学校教員層における人文教育のあり方に関する評議のため首都に向かう。52年には文部省参事官に就任、ヴェルテンベルク王国の行政にかわりをもつようになる。56年には枢密顧問官になり、文部省から法務省の管轄下に移されたばかりの同国の教会=学校制度局 (Department des Kirchen- und Schulwesens) の長に就く。そこにおいては、国民学校改革や成人教育問題、教師の待遇改善問題にとり組み、同国の学校制度の改善に尽力する。しかし、カトリック教会と国家権力の関係を法制化するするという難問題処理の中で、ローマ法皇庁とヴェルテンベルク政府間の政教条例^{コンジナクテ}に関する提案が同国のプロテスタント勢力の反撥に会い、下院で否決されるという事態をひき起こし、その責任をとり、61年4月5日官を辞し、野に下ることになる。

2) この言葉は1849年1月22日の国民議会でのリューメリンの「統治者問題」に関する演説にある。G. Rümelin, Rede über Reichsoberhauptfrage, Reden und Aufsätze, Fg. 1, Tübingen, 1875, S. 177. リューメリンの国民議会での活動については、O. Schnizer, Gustav Rümelin's politische Ideen, Tübingen, 1919, S. 44 ff. において、また、前掲のシュモラーのリューメリン伝によって知ることができる。

2. 1861年5月、リューメリンは空席であったヴュルテンベルク王国統計地誌局長の椅子に座る。これは前任者 v. ヘルデゲンが1850年から61年3月その死去まで占めていたものである。ヘルデゲン自身が大蔵官僚であり統計に関しては素人であったように、この統計地誌局長の席はどちらかというとな誉職的性格が強く、実際の業務指導はその下の専門委員の手にまかされていた。従い、議会を追われたリューメリンにとっては恰好の地位であったと思われる。しかし、リューメリン自身はこの名誉職的地位に名だけを残すことに甘ずることなく、60年代以降の局の発展に大きく寄与することになる。

そもそもこの統計地誌局は1820年11月28日、シュトゥットガルトに創設された、プロイセン、バイエルンに次いでドイツでも古い経歴を有する公的調査機関である³⁾。土地測量作業 (1818年開始)、1822年設立の「祖国情報協会」(Verein für Vaterlandskunde) と並んで、国内の地勢や風土、人口や社会経済の現状知悉がその目的であった。当時の大蔵大臣 v. ヴェケリンの発案によるものであり、その後の上述ヘルデゲンもまた蔵相辞職後にこの職に就くということで、統計地誌局は大蔵省管下の部局として位置づけられてきた。局の実務指導は既述のように専門委員に委ねられ、この点で1824-40年の長きにわたりその任に当たり、調査活動と公刊物の拡充に尽力した J. メミンゲルの功が大きいとされている。その活動によって、30年代以降の西南ドイツにおける資本主義的経済圏の自生的展開が局のさまざまな公刊物の中でたゆまずして写しとられることになる。

50年土地測量の終了、56年祖国情報協会の統計地誌局への併合。それ以降、統計蒐集と公表活動が局の活動の主軸となるのだが、それは大きく次の2つに分かれる。

a) 国についての一般統計 (allgemeine Landesstatistik) — 土地、耕地、人口、農耕

3) 1870年代までの統計地誌局の活動については、次の文献を参照。v. Riecke, Die Aufgaben des kön. statistisch-topographischen Bureaus, *Württembergische Jahrbücher für Statistik und Landeskunde*, Jg. 1872, S. iii ff.

と牧畜、営業と工業、商業と流通

- b) 行政についての統計 (administrative Statistik) —特に、内務行政、司法、教会=学校制度、国家財政

併せて、地誌関連の業務には次のものがある。

- a) 土地測量にもとづいて作成された地形図の仕上げと複製
b) 王国の郡区 (Oberamtbezirk) 分図の完成
c) 気象観測の実施

60-70年代、統計局の主たる統計作業はやはり3年ごとの定期的人口調査、同じく3年ごとの家畜調査、また下位行政区 (=郡) からの記録を総括することによる毎年の人口移動と移住調査であり、さらに耕作・収穫統計、ぶどう栽培・収穫、穀物市場と羊毛市場での取引、これらについての資料蒐集と公表にあった。不定期ながら、営業調査が35年以降実施・公表されている。ちょうどリューメリン就任の1861年に最新の営業調査が実施され、その結果は、テュービンゲン大学での修学後、行政官に成るべく統計地誌局で試補として実務経験をつんでいたG. シュモラーの手によって編纂・加工されることになった⁴⁾。リューメリン自身はこれら諸調査、特に人口調査に深くかゝる中で、統計調査法・統計方法といわれる手続様式の特異性に対する理論的考察を続けてゆく。

さて、人口調査はリューメリンの局長就任時まさに大きな転換を迎えようとしていた。人口統計そのものは王国が関税同盟結成に参加した1834年来、3年ごとに定期公表されている。従い、リューメリンの局長就任の61年には第10回目、続いて64年には第11回目、67年に第12回目の調査が実施された。しかし、この61年以降の調査はこれまでの調査とは根本的な違いをもったものとなる。

4) G. Schmoller, Systematische Darstellung der Ergebnisse der württembergischen Gewerbeaufnahme von 1861, *Württemb. Jb.*, Jg. 1862, さらに、G. Schmoller, *Zur Geschichte der deutschen Kleingewerbe im 19. Jahrhundert, Statistische und nationalökonomische Untersuchungen*, Halle, 1870. 後者にある献辞には、「退職枢密顧問官、王立ヴュルテンベルク統計地誌局長、テュービンゲン大学哲学・統計学講師たるわが義兄G. リューメリンに愛と感謝をこめて献呈する」とある。23歳下の義弟シュモラーに小ドイツ主義を教え込み、かつ学界への途を歩むのに大きく助力したのがリューメリンであったとされる。

というのは、58年以前の調査は直接調査ではなく、34、46、58年の12年間隔で聖職者の保有する当該地区の家族名簿 (Familienregistern) をもとにして、国家・居住地帰属者総数を計数するものであり、市民名簿からの業務統計として作成・公表されていた。そして、毎年の出生児数と死亡者数、国内移入者と国外移出者、その差を計上することによって3年ごとの中間人口を推計してきた。しかし、1861年12月3日の第10回人口調査からは、これが直接調査で、市町村当局によって一軒ごとに世帯票 (Haushaltungszettel) が配布され、被調査者の責任において記入がなされる現住人口の調査となった。いわば個票を用いた自計主義を採用したという点で近代的人口センサスがこの時点から開始したといえるわけである⁵⁾。64年調査では一枚の世帯調査票に、まず男性について、1) 姓名、2) 年齢、3) 宗派、14歳以上の者の、4) 家庭状態、5) 身分と就業の5項目、女性については1) から4) までは男性と同じで、5) 職業あるいは生業分野を記入するようになって⁶⁾。これに、外国人の数・国籍、公的扶助受給者数を書き加え、最後に記入責任者が署名を行う。人口調査としては最も基本的な項目が盛り込まれ、それが個票を用いた悉皆調査として実施され、当時、1,748,328人の総人口が網羅されることになる。また、63年には王国の国状概要がまとめられ⁷⁾、リューメリンはそれに多く執筆し、同国の現状把握に努める。こうした実務経験をたつむ中で、自らの作業に対する方法論的的反省も深められ、統計学の対象と方法、その理論的性格に関する自説、「統計学の理論について」が準備される。

5) Ergebnisse der Zählung der ortanwesenden Bevölkerung nach dem Stande vom 3. December 1864, *Württemb. Jb.*, Jg. 1864, S. 54-5.

6) 64年調査の世帯票では、男性の「身分と就業」欄の例示項目として、「役人、商人、店主、手工業者、農民、工場労働者、日雇い労働者、下僕、職人、徒弟、等」が挙げられ、そこではどちらかという職業身分が問われ、他方、女性の「職業あるいは生業分野」の例示項目は「縫工、小間物製造者、小売人、助産婦、洗濯女、工場労働者、日雇い労働者、女中、等」とあり、職種を問うことに比重が傾いている。この違いが5)の項目標題に現われている。Zahl und Arten der Haushaltung in Württemberg nach dem Stand der Zählung vom 3. Dec. 1864, *Württemb. Jb.*, Jg. 1865, S. 167.

7) *Das Königreich Württemberg, Eine Beschreibung von Land, Volk und Staat*, Stuttgart, 1863.

他方、リューメリン自身、教授職に就く希望をあたゝめていたが、これは意外に早く実現し、1867年テュービンゲン大学講師に就任し、国家経済学部で統計学、比較国状論、法哲学、等を講義することになる。その就任講演として「社会法則の概念について」が用意される。以降、統計地誌局長でかつ大学教師の職を続ける中、統計学の理論と実際両面での研鑽が73年まで続く。

3. この間、リューメリンの官庁統計家としての活躍の最後を形づくるものとして、1870-71年ベルリンでの「関税同盟統計拡充委員会」への出席がある。40年代後半からさまざまな場（ゲルマニスト大会、ドイツ統計協会、フランクフルト国民議会、等）で全ドイツにまたがる社会統計作成とそのための中央調査機関設立の必要がさげばれてきた。こうした流れにあって、関税同盟統計の改革と統一的な統計作成計画を、1868年11月25日ヘッセン関税大使ファブリチウスが提示する⁸⁾。これがきっかけとなり、69年6月2日の連邦参議院の議決にもとづき、70年1月12日ベルリンにて11ヶ国から総数16名の参加のもとで、プロイセン枢密顧問官ハッセルバッハを議長に、ドイツ統計の改善を討議すべく開催されたのが同委員会なのである。ヴュルテンベルク王国委員としてリューメリンとツェラー（上級財務官）の2名が出席する。この委員会の活動は約1年半に及び、4会期に分かれ、計81回の会議をかさね、集中的にドイツ全土にまたがる社会経済統計のあり方、種類、調査様式、等を検討している⁹⁾。リューメリン自らは第1〜Ⅲ期中、ほぼ毎会議に出席していたことが出席者名簿から判明する。

委員会では上記問題につき種々の検討結果を「報告」(Bericht)の形で公表し、これが合せて18に及ぶのだが、このうち第11号が注目されねばならない。

8) このファブリチウス提案が後に発刊された『ドイツ帝国統計』創刊号の巻頭を飾ることになる。*Statistik des Deutschen Reichs*, Bd. 1, 1873, S. 02-08. この紹介には、足利末男『社会統計学史』三一書房、1966年、102ページ以下、がある。

9) この「関税同盟統計拡充委員会」(Kommission zur weiteren Ausbildung der Statistik des Zollvereins)の議事録(Protokolle)と作成された報告(Berichte)はすべて、*St. d. D. R.*, Bd. 1, 1873, S. 1-416, に収録されている。この委員会の性格については、A. Meitzen, *Die Statistik des Deutschen Reiches, Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Rechtspflege*, Jg. 1, 1871, S. 534 ff., を参照のこと。

これは「ドイツ統計のための帝国官庁設立と制度に関する報告」として1871年5月26日に作成されるが、これに添付された報告作成の検討素材たる「意見陳述」(Votum)こそ、先立つ5月6日リュウメリンの手によって用意されたものなのである¹⁰⁾。統計中央官庁に関するリュウメリンの見解はそのまゝ、委員会報告にくみ挙げられている。

この意見陳述の中で、リュウメリンは、ドイツ統一統計の構成、統計中央官庁設立、プロイセン統計のあり方、この3点についての提言を行っている。まず、今後作成されるドイツの統計は次の3つのクラスから成るべきとされる。

中央統計 (zentrale St.) 一個々の国家の協力のもとに、統計の帝国官庁が直接・全体的な作成責任を負うもの。これには、これまで関税同盟の作成してきた商業統計、その他関連統計がある。

連合統計 (föderierte St.) 共通命題と同一調査票を用いながらも、個々の国が作成し、結果を帝国官庁に提出するもの。結果の集計、点検・修正、構成・公刊は帝国官庁にまかせられる。これには人口(静態・動態)統計、農業(耕作・収穫・家畜)統計や営業(工業、国内流通や商業)統計がある。

特殊統計 (patikulare St.) 帝国とは無関係に個々の国家の裁量によって作成されるもの。それぞれの国家の行政と文化に関する統計が該当する。だが、帝国官庁はこの統計の形式と作成方法につき、その完全を期すべく、助言や指導を行うことができる。

まさに分業にもとづく協業体制のもと、ドイツ統計の将来を展望するわけである。

次に、陳述の主題である、ドイツ統計の特別な中央官庁設立については、これが必要か、必要としてどのような性格のものかをめぐっての提言が続く。各国統計局が分担して作業を行い、必要時のみ各国の統計専門官を集め事に当るだけでよしとする中央機関不要論を斥け、そのような場当たりのやり方ではなく、

10) G. Rümelin, *Votum über die Gründung und Einrichtung einer Reichsbehörde für Deutsche Statistik, St. d. D. R.*, Bd. 1, 1873, S. 264-8. この中で、統計中央官庁設立についてのリュウメリンの提案をそのまま盛込んだ形で、委員13人の名で Bericht · No. 11 が提示される。St. d. D. R., Bd. 1, S. 262-4.

常設の専門的（技術的）中央官庁設立を必要とするのがリューメリンである。蒐集された資料の浪費を防ぎ、またこれまでの関税同盟統計がそうであったような単なる計算と編集の仕事に留まらないため、科学的力量を備えた研究所の性格をもった特別の機関が必要である。そもそも統計局とは科学的研究所の名に値する機関であるべきで、そこでは単に数量の束を送り出すことによってではなく、事実の範囲と内容を確定し、数量にもとづく正確かつ正当な推論によって明るみに出すことのできる因果結合（Kausalverknüpfung）を提示することによってその存在価値が認められるべきである。こうして、

1. 一部は既に確立され、一部はこれから出てくる資料は、^{ライヒ}帝国中央行政の場で実施される統計的性格の活動にとってはあまりにも広汎すぎ、このためこの目的には特別な技術的^{帝国}官庁の設立が必要である。
2. かの官庁は単なる計算・編集局ではありえなく、連邦諸国家の統計局と同じく、科学的力量を備えた研究所（Institut）の性格をもたなくてはならない。

とする提言が示される。これは機構的には商業・人口・営業の3セクションに分かれ、それぞれの長には専門知識をもった委員が座り、統計局そのものは連邦宰相に直属する機関となる。また定期的に『統計年鑑』、さらには『国家便覧』や『ドイツ国統計便覧』発刊の任をもつ。

最後に、プロイセン統計の取扱いをめぐる提言であるが、これはプロイセンの国勢が他国に較べあまりにも規模が大きく、統計によるドイツ国内の現状把握・告示機能に不都合が生じていることへの批判ともなっている。プロイセンに関する数量が大きすぎるため、他の小国家間の数値の相違が消滅し比較に意味がなくなってしまう。プロイセンを一国家として独立に扱い、それを他国と比較することはもはややめるべきである。移住の自由や営業条例によって統一的な国内経済領域が形成され、文化と社会経済の面でいまやひとつの国民となったドイツにおいて、少数の大国だけが突出するような統計表示は無益である。プロイセンやバイエルンなどの大同は分割し、逆に小国は相互にまとめ、一枚の統計表で比較される数値（比率や平均値）に実質的意味が出てくるよう

な「統計的地域やグループ」を構成すべきである。具体的には、プロイセンはその11の Provinz ごとに統計の支局 (Zweigbureau) を設け、他の中小国家と同水準の統計を扱う。こゝから、これまで膨大すぎて統計局の手に負えず、従い地方自治機構の一般行政の最下級審級事としてその片すみに追いやられてきた統計作業をそれぞれ当該地域の統計支局が責任をもって司ること、さらに調査における原資料の点検と有効な加工・利用、当該地方の物的社会的関係と歴史についての知識に裏づけられた数量表示や比較が可能となる。これまで他の国々の統計局ならば行いえたし、事実行ってきたこれら本来の作業をプロイセン統計局はいまのところ果たしていない。数量の単なる羅列をではなく、「数字をして秘密をはき出させる」ことを統計利用の本来の仕事とみるリュウメリンの眼は、ヴェルテンベルク統計地誌局での活動からくる自負をもとにして、プロイセン統計の巨大さの裏に隠された空虚さを見抜いている。しかし、これにはプロイセン統計局をめぐる内外の組織変化が伴うとし、個人案を例示しながらも、今後然るべき別の場所での検討にあずけるとし、陳述をしめくっている。

この陳述は、上述の中央統計官庁に関する2つの提言をそのまゝ盛込み、ファブリチウス、エンゲルやマイヤー、ベッカーも含んだ13名の委員の名で報告・第11号として提示される。時の経過する中で、このリュウメリンの提言はその根本においてドイツ社会統計の現実的構成の基柱と成ってゆく。すなわち、1872年7月の帝国統計局設立、それと各国既存統計局との役割分担と連繋であり、また各種統計表におけるプロイセンとバイエルン統計の地域別分割表示である。統一ドイツの国家統計のあり方を見事に描き出した青写真であり、「リアリスト」を自認するリュウメリンの徹底した現状分析の成果であった¹¹⁾。

報告・第11号の提示をもって委員会の第Ⅲ期活動は終了をする。その後の第

11) 先の統計の3クラス区分がその後のドイツ統計のあり方を的確に規定していったことは、15年後のプロイセン統計もこの3区分にのっとり整理することができるとした、時のプロイセン統計局長ブレンクの発言からもうかがえる。E. Blenck, *Das königliche statistische Bureau in Berlin beim Eintritte in sein neuntes Jahrzehnt*, Berlin, 1885, S. 20-1.

IV期の会議ではリューメリンの名は出席者名簿から姿を消す。意見陳述と報告提示をもって自己の責務終了と考えたのか、あるいはプロイセン統計局側との確執があったのかとも想像されるが、その理由は不明である。

これ以前の1870年、リューメリンはテュービンゲン大学^{カンフター} 総長に就いている。73年7月9日、兼任していた統計地誌局長職をv. リーケに譲り、自身は名誉局長となる。以降、その死にいたるまで総長の任に当たりつゝ、研究と文筆活動を続け、社会科学から文学・芸術にまで及ぶ多彩な論文・エッセイを執筆し続ける（その代表的なものは毎年11月6日の大学の授賞式での総長講演としてある。なお、リューメリンは19世紀ドイツにおける最もすぐれたエッセイストのひとりとも目されている）。「社会概念と社会理論について」を生前最後の論文として公表し、また「偶然について」を授賞式の講演原稿として完成させた後、1889年10月28日享年74歳をもってテュービンゲンにて死去した。

II 統計方法と統計学

1. 統計地誌局での実務作業とその指導を続ける一方で、統計と統計方法の本質に関する理論的考察を深めていったのがリューメリンであった。まずは文献的研究を通じて統計学の使命と限界を探っていったが、その中の最も定評ある概念規定すら統計専門家としてのリューメリンの実際経験に合致せず、納得のゆく理解を得ることができなかった。これが既述の「統計学の理論について」（1863年）から始まり、最後の「社会概念と社会理論について」（89年）への25年余に及ぶ理論的研鑽をひき出す契機となった¹²⁾。この間、約20年の研鑽をふ

12) 以下、リューメリンの統計理論の骨子を次の論文によって検討する。G. Rümelin, Zur Theorie der Statistik, *Zeitschrift für die gesammte Staatswissenschaft*, Bd. 19, 1863, S. 653-96, 後に、*Reden u. Aufsätze*, Fg. 1, S. 208-64, に収録される。同じく、Zur Theorie der Statistik, II, *Reden u. Aufsätze*, Fg. 1, S. 265-84. このいずれも、権田保之助訳『統計学の理論に就いて』統計学古典選集 第5巻、栗田書店、1942年、として邦訳されている。〔以下、引用に際しては、Theorie, I, II, と略記し、*Reden u. Aufsätze*, からのページを記す〕。Die Statistik als Wissenschaft, *Handbuch der Politischen Oekonomie*, hrsg. von G. Schönberg, 1882, 2. Aufl., Bd. 3, 1885, S. 699-718. これには、平塚定二郎訳「リューメリン氏統計論」として、『統計学雑誌』第82号（1893年2月）から第176号（1900年12月）にまたがり、計15回に分かれた邦訳がある〔たゞ

また次の文章の中に、リューメリンの統計学に対する規定が最も明確に要約提示されている¹³⁾。

統計方法 (st. Methode) とは経験的事実—それが群概念、あるいは多数概念とか、
 わる機会をもつ限り—の観察にもとづいた一切の知識領分にとっての普遍的な研究手段である。この方法の理論は論理学の構成部分である。また、これまでいろいろと変わり不明な形のまま、統計の科学とよばれてきたものは次の3つの別々の部門に分かれる。まず方法論的性格をもった技術的統計学 (technische St.) であり、これは論理学から与えられる理論をもとに、さまざまな適用領域、ことに集団観察の性格から必要になる官庁統計に対して、統計方法の使用を教示する。次に2つの記述的学問があり、そのひとつは社会統計学 (sociale St.) であり、これは社会科学に付属し、統計方法によって確定された事実をもとに現代社会の生物学、つまり現在ある文明国民の文化生活の映像を提供する。その次に政治統計学 (politische St.) があり、これは国状論の補助知識でその一構成部分としてあり、この国状論は、以前にとり入れられた直接に歴史的語源の根拠をもった統計学という名称を、用語の実際の発展の結果放棄しなくてはならず、社会統計学が社会科学に対してもつと同じ関係を国家科学に有しながら、現在の文化国民の国家秩序と状態とを描写しなくてはならない。

この結論に行きつく経過、その背景と根拠がひとつづつ、解明されねばならない。

既に63年時点で、これまでの短期間ながら数多くの統計実務作業を通じて、統計学の理論規定の前提に「素材 (Materie) と方法 (Methode) との分離」¹⁴⁾が必要であることを看取する。統計作成は実に多種多様な分野にまたがり、関与する知識領分を事実の統一性によってまとめ挙げることは不可能とみる。統計の名のもとに、一国の国家制度 (国家顕著事項) や社会経済はもとより、国民の文化生活、宗教や犯罪現象、さらには地勢や気象といった自然的領分までもが含まれ、そこに何らの同質性をも認めることはできない。だが他方で、こ

13) 本文中の引用では、Statistik、と略記し、拙訳を用いる。なお、リューメリン統計理論に関しては、有田正三『社会統計学研究』ミネルツァ書房、1963年、序説・第2章、同、「リューメリンの統計法則論について」『彦根論叢』(滋賀大学)第132・3号、1968年12月、足利末男、前掲書、本論・第1章・第3節、をも参照のこと。

13) G. Rümelin, Statistik, S. 718.

14) G. Rümelin, Theorie, I, S. 224. 前掲訳書、392ページ。

うした多様な事実領域を対象に、事実を調べ知識をまとめ、何らかの推論を行う観察様式=研究方法には、まず同種の個物を確定・枚挙し、集計・分類し、表示・比較を加えるといった手続上の統一性がみられる。従い、統計がかわる認識作業において、それを素材の統一性から一個の学問体系にまとめることを断念しなくてはならない。それに替えて、用いられている資料蒐集と加工の手続様式同質性に着目し、そこに統計理論の成立根拠を求めるのが合理的で、かつ実際にも合っている。かつて国家の特徴的事項の枚挙という一領域のみで、事実蒐集・分類のために統計方法が用いられ、国状記述をそのまゝ統計学とみる見解が成立したが、この段階は既に終了している。実際の統計局や官庁の作業、個人的研究や任意団体の仕事の現実はそのような狭い統計学の枠組みには収まり切らない。

経験科学であるならば、その研究に際して多少なりともかゝりをもたねばならないのが統計方法である。これはそれらが扱う対象(素材)の異質性・多様性にもかゝらず、論理的な統一性・共通性を有する。全体を構成する個物(体)が非典型的、つまり個物それぞれが個性的・可変的で、差違や変化が支配的な現象がある。こゝでは一者をもって他者や全体を推論できなく、全体の特徴把握のためには、個物ひとつひとつを同種性をもとにして数え挙げ、集計・分類し、全体の規模や水準、その内的構成を調べ、全体と部分、部分相互の比較、また場所的・時間的比較を行い、特徴的構成や変化をみ出し、特定現象をひき起す原因の所在、結果との結びつきを確定することが必要となる。これは経験的認識であれば、必ず利用しなくてはならぬ共通の方法手続といわねばならない。扱う材料ではなく、かゝる方法的に組織された統一的な経験的方法=方法的集団観察 (die methodische Massenbeobachtung)¹⁵⁾と専ら

15) G. Rümelin, Theorie, I, S. 219. 前掲訳書, 386ページ。ここで、方法的というのは、不完全な知覚と漠然とした対象規定による自然的な観察との対比において、あらかじめ対象の限定を行い、なおそこに含まれる非本質的な要素も含んで、構成要素すべてに対する組織的観察、つまり統計調査を施すことを指す。別に、普遍的で組織された観察 (Theorie, I, S. 222. 前掲訳書, 390ページ)とも、社会的集団観察 (Statistik, S. 715.)ともいわれる。

か、わり、その性質、目的、役割を問題とする知識領分こそを統計学とよばねばならない。

では、経験科学が概括しがたい多様性を克服するために採用する普遍的な方法が統計方法であれば、これを論ずる統計学も自然界と人間界双方にまたがる普遍的性格の学問となるのか。そうではない。なぜなら、「自然界では個物が類型的 (typisch) であり、人間界では個性的 (individuell) である」¹⁶⁾からである。自然現象では類型的過程が特徴的であり、全体の恒常的性格が個物に及び、一者が全体を代表しうる。こゝでは類概念 (Gattungsbegriff) が成立し、それに適合した研究方法として帰納 (Induktion) が用いられる。帰納によって個別的観察から特定の原因結果関係、さらには両者の恒常的安定的結合を確かめ、この関係を法則として定式化しうる。個別観察から普遍的関連を推論することである。これに対し、人間界では違いをもった個物が充満し多様性が支配している。非有機界より有機界において、植物界より動物界、爬虫類より哺乳類において非類型的個物がより繁頻に現われ、さらに人間世界が続き、こゝでも文明度のより進むにつれますます個性的な個物が登場してくる。自然の発展系列の高まるのに比例して、典型性は減少し個別性と差違性が増大する。発展の頂点にある人間社会こそ、かゝる個別性が支配し、類は消滅し、帰納は観察手段としてその効力を完全に失ってしまう。

かゝる非類型的個性的な個の集まりを集合概念 (Collectivbegriff) とよべば、人間社会こそこの集合の充満した世界といえる¹⁷⁾。方法的集団観察とはこ

16) G. Rümelin, *Theorie*, I, S. 213. 前掲訳書, 380ページ。

17) 集合は次の3つのクラスに分かれる。制々人に相互作用があり、こゝから個をこえた全体的性格が生じ、これがさらに個々のものへ反作用する人間社会の「自然的な群」(natürliche Gruppe, 家族、民族や国民、共同体、身分階級、職業や宗教団体、等)、構成員間には相互作用はないが、全体把握という認識目標に合せて、共通標識にもとづきそれらがまとめられる「人工的群」(künstliche Gruppe, 同年齢者、既婚者や未婚者、自殺者、等)、そして最後に、主体ではなく、客体にかゝる「社会生活に対して意義ある事実」(出生、死亡、死因、犯罪、火災、収獲高、等)である。*Theorie*, II, S. 271-2. 前掲訳書, 448-9ページ。とはいえ、この分類の論理的基礎はあいまいであり、後にこゝからリューメルン理論批判が出てくる。これについては、拙稿「キスティアコフスキーの集合概念」【経済学論集】(龍谷大学)第9巻第4号, 1970年3月, 「統計対象論形成の一断面」【統計学】(経済統計研究会)第22号, 1970年9月, を参照されたい。

の集合を認識するうえで不可欠の研究方法となる。人間社会の諸現象は個別観察の手には負えず、非類型的な個物の集まりを観察するための固有の方法＝統計方法に委ねられねばならない。論理的には普遍的な観察方法ではあるが、現実には人間社会の諸現象と密接不可分の、あるいはほとんど専一的ともいえる方法なのである。統計方法は社会現象に特有の経験的観察方法となる。リューメリンのもとで集合、従い社会現象と統計方法の不可分の結びつきが確認された。

2. 統計方法が社会現象に固有の研究方法とすれば、この方法を適用することによって社会についての何が解明され、得られる成果はどのようなものか。それは社会現象の構造的特徴なり経験的規則性であり、また当該現象の個別的原因結果関係である。だが、これらを自然科学でいう、また社会科学の中でも経済学や人口論の提示する法則そのものと同一視することはできない。法則＝力の恒常的作用の基本形式とみるリューメリンの考えでは、力そのもの、性質と働きを発見・分析する力量が統計方法には初めから備わっていないからである。リューメリンは後にいう。自分は長い間社会法則の発見を課題にした仕事をする中で、「数多くの規則性や同形性 (Gleichförmigkeit), 包括的で信頼性のある経験命題, 明確で確実な因果関係 (Kausalzusammenhänge) につき当たりはしたが、法則に対する次のような公式にふさわしいひとつの命題にはいちどもゆきつかなかった。つまり、心理的諸力の集団作用に対する恒常的で必然的な基本形式を表現したであろう公式である」¹⁸⁾。統計方法は規則性や局所的因果関係の析出までは進みうるが、それをこえて恒常的な原因の作用、法則そのもの、解明にまでは届かない。それは、法則発見機能をもつ孤立化 (抽

18) G. Rümelin, Über Gesetze der Geschichte, *Kanzlerreden*, Tübingen, 1907, S. 215. [以下、引用に際しては, *Geschichte*, と略記する]。リューメリンは早くから、統計学者が見出さねばならないのは「彼が当面している現象の具体的原因だけであり、現象の恒常的原因、あるいは法則ではない」(Theorie, I, S. 245. 前掲訳書, 414ページ)とし、さらに後にも「実際には量的な定式化の中で、人間社会に対する原因と結果の普遍的で例外のない関連を表現するところの社会法則とよばれるいかなるひとつの命題もいまのところ存在しない」(Statistik, S. 215.)と述べている。統計方法によっては社会法則の把握は困難とするのがリューメリンの一貫した考えである。

象)と演繹という方法が統計方法には欠落しているからである。こうリュームリンは考える。

法則を力の恒常的作用様式についての普遍命題とすれば、これは最も簡潔な力学的・物理学的なものから生理的法則へ、さらには人間の心理学的法則へと作用内容を高めてゆき、最後に最も複雑な社会法則に及ぶという階梯をもつ¹⁹⁾。この社会法則は個々人の心理活動の複合から出てくるものであり、集団の心理現象の根本形式についての命題といえる。この意味で、心理法則の亜種(Unterart)ともいうことができよう。しかし、単なる個人の心理から類推されたり、演繹されるものではなく、個別心理の結集や補完、相殺や制約といった力の集団・相互作用が働き、個別から生まれながらも個体をこえ、それに反作用を及ぼす全体的な力が作用する。この集団的な力の恒常的作用形式を社会法則とみることができる。それは「特殊な心理法則であり、多数の心理的個性力の社会的共同=、相互作用から発生する結果、あるいは集団効果を、その確固たる基本形式の中で提示する」²⁰⁾ものである。

心理的力の集団作用にみられる規則性や局所的因果関連を確認しながら、これら作用を孤立化によって可能な限り最も要素的な人間本性と行動にまで還元し、本源的な心理的事実を抽象する。次いで、この本源的な事実を前提に、それが現実の様々な条件や制約のもとでどのように発現し作用するのか、これを基本概念系列、特定命題形式の中で表現する。こうしてごく少数の前提から確実な演繹を通じ集団作用に関する命題を獲得する。この命題を法則とよび、これが究明されるためには基本要素の孤立化とそこから演繹という手続が必要となる。しかし、この手続そのものが本来的に統計方法とは異質な研究方法なの

19) 以下、リュームリンの社会法則についての考えは、そのテュービンゲン大学就任講演である次の論文による。G. Rümelin, Ueber den Begriff eines sozialen Gesetzes, *Ztsch. f. d. g. Staatswiss.*, Bd. 24, 1868, S. 129-50, 後に、*Reden u. Aufsätze*, Fg. 1, S. 1-31, に収録される。松井要吉、前掲訳書、1-30ページ。(以下、引用に際しては、sociale Gesetze, と略記し、*Reden u. Aufsätze*, からのページを記す)。これについては、拙稿「リュームリン『社会法則論』吟味」〔経済学論集〕(龍谷大学)第12巻第1号、1972年7月、をも参照のこと。

20) G. Rümelin, *Geschichte*, S. 214.

である。

統計方法は社会生活に集合概念を擬制し、同種の個物ひとつひとつを枚挙し、これを他の群や異なった時代に拡張し、別の生活関係の中へ伸ばすことにより、広大な事実資料と大数についての知識を獲得する。この中で、多様な類似性・差違性・規則性が、またさまざまな形の因果関連が提示される。こうして、「社会生活の内的活動と営みが解明される。心理的力の集団作用、つまり力相互の関連、物的身体的影響へのその積極的消極的反応がきわ立ってくる」²¹⁾。こゝまでが統計方法にまかせられた仕事である。心理的力の集団作用をその徴候、規則性、部分的因果関連において確認・表示する。しかし、この段階をこえて、法則それ自体にゆきつくためには、統計方法を離れそれとは別様の研究方法——孤立化と演繹——に拠らねばならない。結果得られるであろうこの法則においては、力の作用は例外をもたず普遍的であり、統計的形式をとることも数量的把握に留まることも決してありえない。つまり、集合と統計方法、あるいは大数なり統計的集合は、社会法則発見のいわば手段としての役目を果たしえても、法則発見に直接かゝりをもつことはできないのである。

とすれば、このような役割を演ずる統計方法についての知識分野＝統計学とはどのような性格をもった理論といえるのか。統計学とは、法則発見機能を備えた独立の実質科学ではなく、集団観察の方法を通して社会的事実を確認し解明し、このことによって他のすべての学問グループに経験資料と証明手段を提供する、このような控え目な仕事に従事する、それらに共通の方法論的補助科学 (methodologische Hilfswissenschaft) である。従い、統計学はまずは統計方法とその使用に関する理論的規定のことであり、客観的 (実質的) 学問に方法論的加工を施した不可欠の素材を提供するところの「発見術的学問」²²⁾ (heuristische Disziplin) といえることができる。いわば社会的経験学 (sociale Empiristik) ともいえ、統計方法という一般的な観察手続の使用とその方法論

21) G. Rümelin, *soziale Gesetze*, S. 18. 前掲訳書, 17ページ。

22) G. Rümelin, *Theorie*, I, S. 223, II, S. 280. 前掲訳書, 391, 457ページ。

的検討であり、その役割は研究素材の提供という補助的なものに留まる。

こうしてこれまで広く統計学といわれてきたものはまず第1に発見術的統計学、後のリュウメリンの言葉でいう技術的統計学のことである。そこでは統計方法をひとつの論理的研究手段とみなし、その性格究明、ならびにこれが官庁統計調査の形をとって運用される際の諸問題解決に当たる。先では合理的観察方法としての統計方法の論理的性格を、他の認識手段（帰納や演繹、類推、実験、等々）との比較・関連の中で検討し、その根拠や効果を確認することである。方法の原理的基礎づけとして方法論・論理学の問題となり、統計方法の実際の適用に先行、あるいは併行し、生ずる諸困難に解決を与えるものとなり、方法論的補助科学の方法論的側面を構成する²³⁾。これに加え、統計方法の現実的運用にあつては、国家・自治体、統計局・中央委員会といった公的機関が関与してくる。確かに、限られた領域では個人や任意団体による統計方法の利用もあるし一定の成果もみられる。だが、社会的領分での網羅的観察は統計方法の国家的利用に拠るしかなく、こゝで公的権力、その規制や命令が関連してくる。社会的観察所は官庁としての統計機関＝統計局であり、政策や行政が絡んでくる。こゝに、論理的考察では処理し切れない、具体的技術的問題が出てくる。すなわち、いかなる調査対象が国家処理に適し残りのどれが個別科学にまかせられるか、どのような調査が文化国家にとり不可欠で定期的実施されるべきか、またその望まれる程度はどの位か、いかなる官庁統計機関が最も合理的か、さまざまな種類の集団観察のもとでどのような手法が最も合理的か。さらに、人口調査をいかに実施し、職業・農業・工業・商業事情はどのよ

23) すぐ上で述べたように、リュウメリンの「発見術」は82年論文では「技術的統計学」に変わる。これは単なる名称変更では済まなく、この間統計方法に関する方法論的検討の必要をより一層感じとった結果かと考えられる。方法の駆使そのもの、およびその結果の総括提示から、方法そのもの、論理的認識論的考察＝方法論への展開がみられる。これにはチュービンゲン大学の同僚 C. ジグワルトによる「論理学」が影響している。ジグワルトはその「方法論」において帰納法との対置で統計方法の性格、ならびにそれと法則や確率の関連を問題にした。Ch. Sigwart, *Logik*, Bd. 2, *Die Methodenlehre*, Tübingen, 1878. これについては、拙稿「C. ジグワルトの統計方法論」『経済経営論集』（龍谷大学）第15巻第2号、1975年9月、をみられたい。リュウメリンはこゝから統計方法論に独自の課題を受けとっている。

うに調査され、国民資産や国民所得とその分配はどのようにして確認されるべきか²⁴⁾。特にこうした統計組織や具体的調査指針をめぐる問題である。従い、発見術・技術的ということから予想されるように、狭義の調査手続だけが問題とされるのではなく、方法論的検討をこえて、国家権力の独占物として統計方法が運用される際に出てくる統計制度や統計行政、官庁統計調査のあり方、これら全体にまたがる具体的問題にまで及ぶのである。

こゝから、これら問題の検討を既成の行政学や政策学ではなく、統計の歴史と理論を含んだ独立の部門にまかせ、それを社会科学・国家科学に対する共通の方法論的性格をもった補助科学とすることが必要となるのである。これはまた統計専門家育成にとって不可欠なものであり、統計学ゼミナールに特に適した教材を提供するもので、学問としての統計学の第1構成部分を成すものとなる。

3. 第2に、「記述的統計学」、あるいは「デモグラフィ」としての統計学がある。これは社会的集団現象にみい出された経験的命題を厳密に確認・限定し、作用の強弱を規定する条件を明らかにし、結果を継続的に比較可能な形に分類・整理し、理論的分析のための有益な材料に仕上げて提示することである²⁵⁾。社会状態の組織的系統的な記述が課題であり、方法論的補助科学の補助科学としての側面がかゝわってくる。記述的統計学の第1の柱は社会統計学であり、これは以下の3分野に分かれる。

人口統計学——一切の社会統計の基礎概念としてあるのが人口。他のすべての調査も人

24) この他に、「有用な死亡表を得るためには何が必要か。高等数学の統計学への適用はどうあるのか。グラフや図形の表示形式によって保持されるものは何か。資料はどこまで下級調査機関により、またどの点まで中央機関によって加工され、どこから個別科学に委ねられるのか。特に手法についての国際的理解はどの程度望ましく、実行可能か。この点で統計会議の果しうることは何か」(Statistik, S. 712.) が問題になるとされる。狭義の方法論的問題と統計行政や制度の問題が混在しているが、リューメリンはこれらを統計方法の現実的適用の問題として一括してしまっている。

25) 先の技術的統計学の部分を統計方法の「使用説明書」(Gebrauchsanweisung) とし、他方この記述統計学による結果総括・提示を「在庫案内」(Inventarführung) という比喩を用いて対比させているのがリューメリンである。Statistik, S. 713.

口とか、わり、人口の基本状態にのっとり判定される。人口数、人口密度、地域分布、性・年齢構成、……等々には、国民の類的生活の本質的な基礎事実が含まれているし、これはその他の経済、社会、政治関係に大きな影響を及ぼすものとなっている。

経済統計学—特に農業、工業、商業を対象にして、職業と生業分野別の社会構成を提示する。国民資産や国民所得とその分布、貨幣や価格、生産・消費、その他を主題とする。

文化統計学—狭義の文化、つまり知的・風習上・宗教上の形成物の形態と段階を描写する。

これらいずれの分野にあっても、社会統計学の任務は統計方法を駆使して社会的事実の確認、当該事象の因果関連を提示することにある。こゝでいう因果関連の提示とは、例えば餓饉と物価騰貴の年には結婚・出生減少が起こり、犯罪や移民の増大、死亡（特に幼児死亡）増加がもたらされることを数量的に立証し、生活苦とその他社会事象との間の局所的部分的であるが原因と結果との結びつきを解明することである。とはいえ、これに法則という尊称を与えることはできない。既述のように、時と場所をこえて普遍的に妥当する力の恒常的作用に関する命題とまではいえないからである。従い、統計学はいま問題とする事象に関する「人間意思の動機」²⁶⁾について語るに留まるべきである。人間行為をひき起こすさまざまな動機に着目し、それらの共働・排反関係、結果へのその現われ方を調べ、意思決定の中でそのうちの肯定されたもの、逆に否定され放棄されたものを識別し、さらに放棄されたものが別の条件下で新たな事象の起因になっていないかどうかを確かめることである。これらを研究の最終結論とみることにはできないが、内容の豊かによく整理・限定された研究素材といえ、単なる主観的印象ではなく、合理的観察に立脚した現代の社会と国民文化

26) この動機 (Motiv) というのは、「人間の類的性格に根源を有し、まさにそれがためこの動機を鼓舞する同じ刺激の与えられるところではさまざまな強度でもって、たゞしかし、特殊な場合でもこの動機が他のより強力な動機によって無効にされることがないという前提のもとでのみ、あまねく作用する」(Statistik, S. 714-5.) ものである。

生活に関する映像 (Bild) といえるものである。こゝで統計学の任務は終る。それ以上の理論的研究なり実践的判断は、これを経済学や人口論、財政学、経済政策にまかせなくてはならない。

社会統計学は自己完結的な一個の学問ではあるが、これは人間生活に関する経験科学に共通する補助科学としての自立性である。学問的分業にあつてかゝる補助的役割をになう分野は不可欠であるし、もし統計学がこの役割を全うすることがなかつたなら、人間生活についての経験科学の発達は数世紀後戻りし、いまだその幼児期を脱し切れてはいなかつたであろう。

記述的統計学の第2の構成部分には政治統計学である。これは国家行財政、軍事、教育・教会、等の社会科学には属さなく、本来が国家科学の論ずる問題とかゝわる。確かに国家は集合概念ではなく、ひとつの制度・支配体制であり、その属性は集団観察ではなく、史料・法・制度から把握されるものである。国家そのもの、認識には統計方法は無関係といえる。だが、国家の行動はさまざまな領域にまたがり、多様な個別分野に分かれ、多彩な関係を秩序づけ、そこから大量の適用事例と機能がひき出されてくる。これが集合を構成し、その捕捉には統計方法が要請され、この捕捉なしには国民生活の理解も達成されない。こうして財政、軍事、司法、行政統計が成立し、さらに関税、徴兵、犯罪や救貧、学校や教会、医療統計が派生してくる。例えば、税・関税と税収入は一方で国家財政であり国家の権勢を特徴づけるものとなり、他方で国民とその経済活動、富と消費に関係してくるようになり、国務遂行それぞれが一面で国家権力そのもの、行使でありながら、他面で国民生活全体をおゝい、国民の現状を特徴づける大量の事例をひき起こす。国家制度のこうした二重の性格から政治統計学のとり扱う集団的な事例が発生してくる。

直接には国家活動を写し出し、間接的に社会と国民生活の現状にかゝわってくるのが政治統計学である。これはどのように位置づけられるべきか。政治統計学は国状論 (国状記述) の一分枝となり、国家の現状に関する経験的資料を蒐集・総括し、政治学や財政学、行政学が理論的構成に当たり、また国家的政

策行動が実施されるに際して、その補助知識を提供するものである。国状論の集める知識は広汎であり、その中心は国法や公的権力の制度や組織に関するものではある。しかし、国家機構^{メカニズム}そのものがどのように働き、社会や国民生活の大量事例とかかわってくるか、これを事実資料にもとづき描写することも必要となる。これこそ政治統計学の領分である。従い、政治統計学とは、社会統計学が社会科学の補助科学であるのと同様に、国家科学に奉仕する国状記述にあって、統計方法の適用、ならびに業務記録からの枚挙と集計から得られる国家活動と国民生活についての数値資料の要約提示に当たる国家科学の補助学問ということになる。

以上が本節当初に示されたリュウメリンの統計学観が提示される経過であり根拠である。論旨はすべてが統計方法を軸にして展開されていることがわかる。すなわち、まず第1に、統計にまつわる一切の事柄が統計方法の利用に集約されるとし、この方法の普遍的な経験的研究手段としての特徴が究明される²⁷⁾。次に、この方法が成効裡に適用されうる対象領域が問題にされ、自然現象と類概念との対比において社会現象と集合概念(多数^メ、あるいは群概念^グ)²⁸⁾の特異性がきわ立たせられる。そして統計方法はこの後者の集合概念、従って社会現象と密接不可分の関係にあることが示された。第2に、こゝから論理的方法としてある統計方法は、現実には国家行政の枠の中で官庁統計調査として具体化されるのだが、この現実的運用にまつわる諸問題も広く方法論的考察の対象とされた。第3に、統計方法の利用から得られる帰結の意味が検討される。社会法則との関連で統計的表示結果の性格が解明され、それが法則析出のための基礎的認識材料に終ることが説明された。そして最後に、このような結果をもたらす知識領分=統計学を人間社会に関する経験科学=社会科学・国家科学に共

27) リュウメリンによると、「概観できないほど多数で多様な事柄や過程を、全体でかあるいは部分的にか一致する現象を群にまとめ、概念の確固とした語標によってそれをより小さな概括的な数に縮約することによって克服することは、すべての人間思考の普遍的な基本方向」(Statistik, S. 706-7.)であり、それを具体化したものが統計方法である。

28) リュウメリンは集合概念に替えて、この多数概念(Pluraritätsbegriff)、あるいは群概念(Gruppenbegriff)を用いることがある。Statistik, S. 707, 718.

通する補助科学と規定しながら、この補助という言葉に結びつく消極的な性格づけではなく、基礎的社会科学としてのその積極的役割と効用を説き、統計学の体系提示まで進むことになった。

III 社会理論と統計学

1. リューメリンはその生涯最後の年に「社会概念と社会理論について」²⁹⁾を公表し、社会 (Gesellschaft) に関する新たな普遍理論確立とそのアカデミーの教材としての認知を訴え、この中でこの社会理論と統計学の関連について興味ある所論を展開している。

統計学とは社会・国家科学双方に奉仕する「普遍的な補助科学」であり、これがためこの「主人」がもともと何を望み必要としているかを識っていないかではない。そこで、統計学者でありながら、社会という基本概念が何を意味し、これについての一般的で基本的な学問が成立するのか、それはどのような意味においてかを考察する権利を有する。まずは語源的に Gesellschaft の含意するものを追跡し、それが少なくとも日常的意味、法的意味、そして社会理論的意味をもった3つに分かれることを提示する。中心問題はこの第3の意味であり、そこでは社会は、日常的な社会 (仲間内の欲求にもとづく目的のないゆるやかな人間の絆) と、法的な社会 (特定目的を実現するための契約にもとづいた人間の結合) と異なって定義される。社会とは人間の諸生活圏、さらには全般的な人間交流・相互関係を保ちながら共同に生活しているすべての個々人をひとつの全体に包摂したものである。とはいえ、社会は無限に広く人類全体を意味するものではなく、精神交流があり、同様の思考や行動、人生観や歴史的体験をもとに結びついた人間の集団=国民が構成の主体であること³⁰⁾。

29) G. Rümelin, Ueber den Begriff der Gesellschaft und einer Gesellschaftslehre, *Deutsche Rundschau*, Bd. 61, 1889, S. 36-49. 後に, *Reden u. Aufsätze*, Fg. 3, S. 248 77. に収録される。(以下、引用に際しては, Gesellschaft, と略記し, *Reden u. Aufsätze*, からのページを記す)

30) リューメリンにおいて, 国民概念は極めて限定された意味で用いられている。それは, 人間の共同生活が社会経済的にも文化的にも高度に発展し, 国家秩序を保つ中で, 堅固な共通感情でノ

また自由な私的個人のみとまりである社会に対し、国家は支配的な力として君臨し、その意思をおしつけ、その下で社会は存続し秩序を保つことができること。この二重の限定を受ける。特定の歴史的地理的境界内で生活する個々人は一面では全く孤立した離散的な存在であるが、他面では特定の支配権力に服従させられる存在でもある。この間には強弱さまざま多様な相互関係を保ち、国家秩序によって設けられた制限内であって、同類の文化段階に位置する個々人の結合がみられる。こうした人々の共同生活と行動に括がっている網 (Netz) の全体を社会、あるいは市民社会ということができ、これら個々人へのもつ力の自発的で強制されることのない集団³¹⁾、相互作用 (Massen-, Weckselwirkung) を社会現象とよぶことができる³¹⁾。

では、この社会についての特殊な学問は成立するのか。成立するとすれば、どのような形でか。社会現象に関する学問はその記述 (beschreiben) と説明 (erklären) という2つの採るべき途、あるいは課題をもつ。前者の記述は特に所与の時点・現在の社会状態を秩序立て、整理することである。記述手段には、独自の直感なり日常的経験、豊富な文献資料、そして社会統計の3つがあるが、社会現状の記述という目的に直接に役立ち、他の知識や経験が断片的で不完全であることを補完するのが社会統計である。それは「方法的集団観察という手段を通して、つまり全国民と全時期にまたがった観察網を通じ、調査と年ごと国ごとの比較を行いながら社会生活の特徴的な現象を把握する。社会という現代的な概念はもともと統計方法が利用され、それがますます括まり深めら

、結ばれた「魂をもった個性的存在」(G. Rümelin, Ueber den Begriff des Volkes, *Reden u. Aufsätze*, Fg. 1, S. 108. 以下、引用に際しては、Volk, と略記する) である。具体的には、キリスト教的ヨーロッパ文明にある人間共存を想定している。

31) 「社会的、あるいはsocialな現象というのは、国家秩序によってひかれた制限内で、同種の、あるいは同類の文化段階にある個別的諸力の自発的でとられることのない集団³¹⁾、相互作用である」(Gesellschaft, S. 259.)。一方に分散した個々人、他方に統一的な国家秩序があり、その中間に多様な人間共同生活の網が張りめぐらされ、自発的な人間活動が集団として現われ、これを社会現象とみなす。こうしたリュームリンの考えは、既にR. モールの1850年代に提示したものであり、その社会概念の継承とする見方もある。E. Angermann, *Robert von Mohl 1799-1875*, Neuwied, 1962, S. 384.

れたことによって初めて正確に規定され、科学的に利用することが可能になったのである」³²⁾。社会統計の拡充があったればこそ社会の発見が可能であったし、社会の正確な現状記述は何よりも社会統計に頼らねばならない。社会統計は記述の最も有効な手段である。

次に、単なる記述をこえて社会現象の説明、つまりその形態と法則を提示するという困難だが魅力的な課題がある。まず、説明さるべき対象＝社会とは何か。これに関し先に人間共同生活と行動の網の拡がりの全体と規定された社会をひき継ぎ、リューメリンはさらに独自の社会哲学＝社会衝動論ともいべきものを展開する。経済生活と精神的努力の結果から様々な社会的形成物がうみ出されるが、これは統一的な意思や国家権力そのものによるのではなく、相互に関連し合った個々人の自由な活動の成果である。とすれば、「多数人間の無意識で望んだわけでもない行為から、より理性的なものがいかにして発生するのか」³³⁾。このメカニズムを説明しなくてはならない。これまでその説明の試みには種々のものがあつた。中でも最も有力な理論として有機体説があり、有機体とその細胞、組織、生理機能を人間共同生活に類推し社会の機構や関連を説明できるとした。あるいはそれがダーウィニズムと結びつき、遺伝と生存競争における適応から人間社会の進歩も解明できるとされた。だが、リューメリンはこの見解を拒否する。なぜなら、有機体説は個々人が自由意思をもち、思索し感情を働かせ意欲する独自存在であることを否定し、それを全体のオルガン器官としかみないからである。また、個々人の中から卓越した人物が登場し、大衆を導き、社会の暗部をとり除き、偏見や憎悪、不正や虚偽をのりこえる中から発展がみられ、完成化と目標達成があるのだが、有機体説はこの道筋を捉えていないからである。そこでいわれる目的を定立する社会的生物というのは不可解な補助手段でしかない³⁴⁾。これに較べると、社会生活を動植物の自然生

32) G. Rümelin, Gesellschaft, S. 260.

33) G. Rümelin, Gesellschaft, S. 261.

34) リューメリンは早くから有機体説には強い反撥をもっていた。「この全体（国民のこと一引ノ

活にみられる共棲と類推することの方がより説得的にもみえる。だが、この説明にも、人間社会に独自の意識と心理現象の内的相互関係が欠落している。いずれの説明にも、人間という類に備わった力 (Macht) と衝動 (Trieb) という要素が欠けている。社会の説明はそれを出発点におき、従って心理学的基礎の上においてのみ正しく構成されよう³⁵⁾。

では、この衝動とは何か。衝動は「感覚世界における唯一の運動する力」³⁶⁾であり、これは何らかの形で感受された善 (Güter) を知得させる刺激となり、人類の追求しなくてはならない方向・途を開示するものである。衝動には個人の生存をめぐる自己保存衝動、他者との同化・共存を求める共生衝動ともいうべきもの——これは本源的な家族愛から始まり、さらに社会的な共存・群形成をひき出し、他者との共感、人間性 (humanitas) の発生源となり、人間社会の本来的な識別標識となる——、そして最後に理想的目標に向って人々の意欲と行動をひき起こし、そこに統一と調和、秩序をもたらし、個々人を普遍的に妥当するものへ結びつける衝動がある。これは価値刺激をよび起こし、人間のもつ学問や法、芸術、倫理や宗教の源泉ともなる。以上、3つのクラスの衝動がある。こうした衝動の相互関連の中で、どれが互いに調和・促進し合い、逆に相互のやりとりでどれが対立・競合しているのか、この解明が問題となる。こゝから、多数人間の共同生活の影響のもとで、人間の衝動生活 (Triebleben) がどのような自然的な集団へ、相互作用をひき起すか、これを究明する理論が必要となる。これが社会理論 (Gesellschaftslehre) に他ならない³⁷⁾。

「用者」はいま非常に好まれている有機体としての類推にのっとり捉えられ、その個々の構成分子はそれ自体のためには存在できず、無限の相互作用とまた全体との作用において初めて、生々とした統一のために相補うものなのか？」(Volk, S. 89.) と問い、「心理的生活は実に有機的なそれより高次の存在形態であり、より低次の秩序の類推からは解明よりも歪曲や不明の方が多く出てくる」(Geschichte, S. 222.) とし、否定的な答えを示すのがリューメリンである。

35) 「人間社会では意識の世界、心理的現象へ入り込み、人間間には……無限により内的な相互関係 (Rapport) が成立する。社会的事実の理解のためには、本性、つまり人類の天性の力と衝動以外のいかなる出発点もみい出されることはなく、社会理論は心理学的なもの以外の基礎の上に構成されることは決してない」(Gesellschaft, S. 266-7.)

36) G. Rümelin, Gesellschaft, S. 267.

個人の精神のあり方を扱うのが心理学とすれば、社会の理論は人間の衝動が共同生活という要因によってどのような集団的作用と変化をひき起すか、いわば社会心理の問題をとり挙げることになる。3つのクラスの衝動はすべての人間に備わった類標識ではあるが、それが個人に発生・発現するあり方は多様であり、一見捉えどころのないようにもみえる。しかし、現代文化国家においては、これら衝動はばらばらに分散されることなく人間共同生活の中でまとまって表出し、どの衝動刺激にも比較的大きな集団作用が加わり、衝突の絶えないところでも自立と共存への傾向が併行して作用する。さらに、先の第3クラスの価値刺激が常に作用し人間の思考と意欲に秩序と共鳴をもたらす。とはいえ、これらがどのように組合わさって現われるか、その可能性を見通すことは難しい。このような働き方・現われ方をとるのが衝動といえる。

2. こゝから、普遍的な社会理論とは「こうした多様な（衝動の）相互作用の主たる形態、牽引する・反撥する、また促進する・妨害する衝動力(Triebmächte)を提示する」³⁷⁾ことを課題にする。さらにいえば、現実の共同生活にあって、個人の間にはその力と衝動が冷淡で無関係なものとして作用する（単なる隣人関係）、相互に競合・対立する形をとって働く（敵対関係）、同一目標に向って相互にまとまり共働する（協力関係）という形態をとる。これにさまざまな契機や観点がつけ加わり、多様な絡み合いの中から現実の共同生活が形づくられてゆく。例えば、営利生活(Erwerbsleben)において、個人は生存競争の下、自己の生存をめぐる闘い、その必要のない場合には他者に無関心となる。こうした個人の努力がもたらす集団作用は個人間の絶え間ない競争であるが、他方で技術や技能の進歩、小さな特殊経営から大規模な世界市場への発展、また分業の進む結果、職業クラスごとに一致団結と^{ディフュージョン}団体組織の結合をもたらす共通利益を派生させる。このプロセスと結果を社会理論は提

37) 「社会理論とは、多数の人々の共同生活の影響下での、人間の衝動生活の自然的な集団=、相互作用についての理論である」(Gesellschaft, S. 267.)

38) G. Rümelin, Gesellschaft, S. 272.

示する。こゝから、社会理論は「共に生活し、交流をもった人間の集まり (Menschenmenge) の、自由で個別的な力の集団³⁹⁾、相互作用についての理論」ということにもなる。

加うるに、社会理論には基本衝動のどれが支配的であったかをつきとめ、人類の歴史的発展法則を解明するという課題も与えられよう。とはいえ、これには意思自由論争が絡み難かしい問題として、その解明を歴史学に譲らざるをえない。社会理論としては少なくとも、特別な不都合や反作用によって妨害されることはあっても、社会には安定した前進方向があり、知識と熟練の世代ごとの積み重ねがみられ、危機時にはそれをのりこえる途を示す卓越した個性が現われ、人間的な見方とごく少数の者だけに限られていた人間生活の基本命題とが、正義と法の形をとって実現し、逆行する動きに対する防波堤を形づくる、こうした人類発展のプロセスを示すことはできよう。

普遍的な社会理論は心理学的基礎に拠って、とりわけ衝動理論 (Trieblehre) にもとづき、社会生活の本質的現象を表現、説明し、理解させるものである。ところで、社会は人間共同生活のすべての現象と過程の素材・内容を含む。しかし、これら現象と経過の秩序を自らうみ出す力をもたない。国家が権力をもってこの秩序づけに当たる。秩序づけは法の形をとり、確固たる命令規範として存続し、社会もまた国家自体もそれに服従しなければならない。法・国家・社会三者の相互関係をこのように考えると、普遍的社会理論はそれら三基礎概念がとり挙げられる一連の知識分野、つまり社会科学をも含んだ広義の国家科学の最初の序論部分を成す。

しかし、ドイツにおいてこの社会理論は独立の知識領分としては認知されず、アカデミーでの正規の教材にとり挙げられていない。リュームリンはこれはド

39) G. Rümelin, *Gesellschaft*, S. 274. この見解の中に、後の「関係社会学」(Beziehungssoziologie) の課題とするところのものが既に先取りされており、リュームリンをしてドイツにおける初期の社会学者のひとりとする見方もある。L. v. Wiesse, *Gustav Rümelins Rede über den Begriff der Gesellschaft und einer Gesellschaftslehre*, *Ztsch. f. d. g. Staatswiss.*, Bd. 113, 1957, S. 354.

イツの立ち遅れと、また例えば、A. シェフレの『社会体の構成と生命』⁴⁰⁾といった内容的には社会学的研究といえるものが既にあつたにもかゝらず、社会理論構成が全体的に未熟であることの反映とみる。だが、時は既にかゝる社会理論=社会学 (Sociologie) を高等教育の中で認める段階に来ている。そのおかれる場所も法学部や哲学部ではなく、独自の学部としてある国家科学部であり、国民経済学、人口論、統計学と並んで普遍的社会理論 (allgemeine Gesellschaftslehre) の名で独立した地位を確保すべきである⁴¹⁾。

以上、リューメリンは独自のものともいえる社会衝動論をもとに、「人類の全体的発展がたどり、たどってきた際の普遍的形態と法則」⁴²⁾の探究——これはかつては歴史哲学のテーマであつたが——を社会理論にまかせる。だが、それは単なる思弁や物語としてではなく、確固たる事実資料に拠つた実証的研究としてなされるべきであり、こゝに社会理論と社会統計学との新たな共働関係がうまれてくる。出生や死亡、婚姻、移住、職業選択、犯罪や訴訟、等々、これらは一見したところではそれぞれが個人生活過程で偶然で他と無関係にみえよう。だが、これらをひとつの集団としてみると、国民全体の社会関係、経済状態、道徳状態のあり方と動きを示す重要な徴候となる。このような個人生活過程の単なる併存であっても、その全体結果は国民生活の基本的な特徴事項を成す。その捕捉・提示こそ社会統計学のテーマに他ならなかつた。

IV リューメリン社会統計論の位置

リューメリンの統計理論を一言で性格づけると、それはヴェルテンベルク統計地誌局での現実活動を眼前に据え、その道筋を理論的に整理・合理化した結

40) A. Schäffle, *Bau und Leben des socialen Körpers*, 4 Teile, Tübingen, 1875-8. 同国人で、1860-8年にかけてチュービンゲン大学で政策学や行政学の教授を務めたことのあるシェフレの理論は社会有機体説にもとづき、リューメリンの社会心理説とは相容れない。にもかゝらず、社会理論としてもつその先駆的意義を認めるのにやぶさかではなかつた。

41) リューメリンが総長を務めていたチュービンゲン大学には法学部とは別に国家経済学部が1817年に設立され、これが82年に国家科学部となっている。自分の大学に社会学を正式の教科としてとり入れたいとする実践的志向があつたと思われる。

42) G. Rümelin, *Gesellschaft*, S. 248.

果そのものといえよう。土地測量や気象観測を含んで開始された統計地誌局の活動ではあるが、やがて Landesstatistik 作成を軸にした本来の統計局へと発展してゆく。こゝに、統計学、統計的と称される営為からその作業行程を統計方法として抽象化し、その運用形態と手続段階を理論的に整理する条件が熟してくる。母国の現状を調査・描写するという地味ではあるが堅実な統計局の作業が充実し、さまざまな領分にまたがって多量の数量的表示と要約・総括が積み重ねられてくる。こうした雑多な実務と多種多様な資料の中から、唯一共通するもの・統一的なものを探し出すとすれば、それは集合概念と統計方法以外にはなかった。この2つの要素を軸に他の研究方法や知識領分と統計的認識の同一と特に相違が検討され、統計学の理論的個性が明らかにされた。しかも、統計局の作業は基礎資料の蒐集と要約提示(=記述)を本務とし、これを行政や政策立案、またアカデミーでの研究に具するところにあった。つまり、あくまで行政とアカデミーへの下僕としての統計であった。要約提示をこえたそれ以上の認識レベルをもった作業は例外であったし、統計局のもともとの業務にはなじまない。統計学を共通する補助科学とする規定を一貫して主張するリュウメリンの考えは当時の統計地誌局がまさに補助的、あるいは基礎的といってもよい作業に終始していたことに制約されている。しかし、その眼は統計実務の雑多性に埋没することなく、またケトレー理論にあるような統計学と統計方法、統計的法則への過大評価、逆に自然科学的研究や観察での統計方法の副次的機能や劣った役割、また数理操作や確率計算のもつ複雑さにまどわされることなく、統計局の作業行程に隠されているその方法論理構成の特質をみきわめていたといえよう。

さて、かゝるリュウメリンの統計理論はその後のドイツ社会統計学の展開とどのようなかゝわりをもつものか。方法論的補助科学とするその規定からは複数の異なった思潮が派生するようにはみえないが、そこには後に社会統計学の主流や傍流を形成することになるいくつかの要素が隠されている。

それはまず第1に、リュウメリンの理論には既に後のマイヤーの構想が潜在

していることである。調査手続の方法論的検討に当たる形式科学、統計利用を通じて国民生活と社会経済全体の数量的映像を獲得し、なお構成上の特徴と発展傾向を解明する実質科学、この両者を併せもった独立の精密社会理論がマイヤーのいう統計学である。統計方法の利用をもってして得られるものが経験的規則性、局所的因果関連に留まるとし、統計学の実体科学としての資格を否定したのがリューメリンであった。問題はリューメリンのいう法則があまりにも厳密で狭すぎ、経験的事実にそぐわない点にある。そもそも社会現象にみられる法則が多くの制約条件の下に現われる規則性や部分的な因果結合であり、現象をひき出す根源的な力——リューメリンのいう衝動——にまで遡及し、そこから演繹して得られる力の恒常的な作用形式＝法則なるものがむしろ例外的な結果であるともいえる。このような常識的な考えからすれば、社会経済と国民生活の特徴描写と部分的因果関連の提示をも含んだ合理的解釈の中に、実質科学の備えるべき機能が、つまり、リューメリンのいう記述機能の中に法則提示機能が既に含まれているともいえる。事実、マイヤーは統計理論と統計的法則の関係をそのように捉えている⁴³⁾。リューメリンの記述統計学はマイヤーにあってはそのまゝ、実質統計学を構成することになる。従い、リューメリン理論とマイヤー理論では、統計理論や法則の解釈に違いはあるにしても、その理論構成には極めて大きな類似性が認められる。ということは、両理論ともそれぞれの時代の官庁統計にみられた統計作業を対象に、それを忠実に理論的に整理した結果以外のものではなかったことを意味する。

43) マイヤーは時と場所の制約を受けた経験的な集団法則を統計的法則とみなし、その種類に状態法則・事象法則・発展法則・因果法則の4つがあるとする。こゝではリューメリンのいう規則性なり局所的因果関係はすべて統計的法則にとり込まれている。マイヤーはこうした統計的法則の提示をもって統計学の実質科学としての機能が果たされうと考える。G. v. Mayr, *Statistik und Gesellschaftslehre*, Bd. 1, *Theoretische Statistik*, 1895, 2. Aufl., Tübingen, 1914, S. 199-204. 大橋降憲訳「統計学の本質と方法」小島書店, 1943年, 473-84ページ。また、G. v. Mayr, *Die statistischen Gesetze*, *Bulletin de l'Institut International de Statistique*, Tome IX, 2. Liv., 1896, pp. 296-310, を参照。なお、リューメリンの立場が物質（自然）と精神（社会）の二元論に固執し、後者にある意思自由が法則のもつ明確さと必然性とは相容れなく、こゝから社会法則否定論が出てきたとする見方もある。L. Gumplowicz, *Grundriss der Soziologie*, 1885, 2. Aufl., Wien, 1905, S. 104-11.

第2に、リューメリンの技術的統計学、しかもその形式的側面における統計方法を取り挙げ、それを一般的研究方法とみなし、その論理的性格を検討する方向が出てくる。文字通り形式的方法科学として統計学を規定する見解である。リューメリンもいうように、80年代以前、統計方法の特異性に着目しその性格や役割を他の認識手段との比較において解明しようとする論理的・方法論的研究はほとんどみられなかった。だがその後、蒐集をこえた統計利用局面の拡大と豊富化に伴い、利用の方法手続の比重も高まり、調査と利用方法を統計方法の中で一体化させ、これを研究方法として自立化させ、その認識様式の特殊性を究明する必要が大きくなってゆく。加えて、19世紀末以降、数理的方法が解析手法として導入され出すという新たな局面を迎え、その位置づけや限定をめぐる検討をも含んで、統計方法に対する方法論的研究がより重く困難なものとして統計理論の主要課題となってゆく。この動きは後の今世紀30年代にドイツ社会統計学に個性的な思潮＝フランクフルト学派統計学を形成させることにもなる⁴⁴⁾。

第3に、その理論には社会誌学^{ソキオグラフィ}、さらには経験的社会研究の萌芽が含まれている。上でみた「社会概念と社会理論について」には社会理論の構想と併行して独自の社会調査開拓への道筋が隠されている。衝動力に誘発された人間の共働・反撥・統合作用から、経済や法の領域でとは異なったより一層錯綜した集団³、相互作用が現われ、複雑な社会現象がひき出されよう⁴⁵⁾。これが解明のためには、事例詳査や社会踏査をふまえた特殊な社会調査が要請されることになる。人類が進化するにせよ、それは直線的ではなく不正や社会悪を伴ってのこと、リューメリンもいうように、社会発展の負の部分として伝播・堆積する貧困や犯罪、その他の社会的病理現象は政府行政統計の網では捕捉困難なもの

44) これに関しては、拙著「ドイツ社会統計方法論史研究」梓出版社、1992年、第3章以降、を参照されたい。

45) しかも、社会現象では偶然の作用分野がより広く、これが社会生活に計算や予測不能なもの、不合理なものをひき出し、より大きな錯綜をもたらす。こうリューメリンは考えている。G. Rümelin, Ueber den Zufall, *Reden u. Aufsätze*, Fg. 3, S. 224 ff.

が多いからである。こうしたものをも含んだ社会現象の外延と内部関係双方に経験的実証研究を施すためには、いわゆる統計的研究と併行して実態調査による経験的社会研究が不可欠となる。その場合、所与の官庁統計の加工・利用に終始するのではなく、主体的な資料獲得活動をも織込んで、統計方法は発見術でありまた記述機能を有し、さらには事象の発生、経過、結末をも説明する研究方法として、研究の主役を演ずることになる。そこにはもはや補助的という言葉は不用である。今世紀10年代後半、社会学者のF. テンニースによって社会誌学的研究の必要と有効性が唱えられ出し、ドイツにおいて社会学が公然と認められるようになるのはこうした理由による。リューメリンの文章の中には、経験的社会研究や社会誌学といった言葉はない。だが、その意図するところのものを実現させるためには、そうした特殊な社会調査方法に支えられた社会研究を後にひき出さずにはおかない⁴⁶⁾。

このようにみえてくると、リューメリン統計理論とは19世紀60-80年代、ケトラー理論の影響を払拭し、本来の社会科学として再編される過程にあって、採るべき途を模索していたドイツ社会統計学に確信をもって進むべき方向を提示したものといえよう。そして、その理論はマイヤー理論登場の露払いの役割を務め、かつ社会科学的統計学・実証研究を志向するその後の諸潮流が出てくる源ともなっていたのである。

46) リューメリンは19世紀後半ドイツでの社会学の形成を、統計学=実証的社会研究の側面から支えた人物としてE. エンゲルやA. マイツェンと並べられ、後のG. シュナッパ・アルントらによるドイツにおける経験的社会研究の開始に影響を与えたとされる。H. Maus, *Geschichte der Soziologie, Handbuch der Soziologie*, hrsg. von W. Ziegenfuss, 1956, S. 20-1, *Zur Vorgeschichte der empirischen Sozialforschung, Handbuch der Empirischen Sozialforschung*, hrsg. von R. König, 1962, S. 22-3.